

登別市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱の概要

○補助対象住宅の主な条件

- 登別市内の昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した一戸建て住宅又は併用住宅（店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）
- 地上2階建以下の木造在来軸組工法であること
- 建築基準法その他関係法令に違反がないこと

○補助対象者

- 補助対象木造住宅の所有者
ただし、次の条件を満たすこと
 - ・ 個人であること
 - ・ 対象住宅の居住者であること
 - ・ 市税の滞納がないこと
 - ・ 登別市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと

○耐震診断の主な条件

- 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法により耐震診断を行うこと
- 次の条件を満たすものが耐震診断を行うこと
 - ・ 建築士事務所に所属する建築士
 - ・ 北海道が定める耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震診断の講習区分で登録された者
- 事業年度の8月末までに交付申請を行うこと
- 補助金交付決定を受けた年度中に耐震診断に着手し、当該年度の1月末までに耐震診断を完了し実績報告書を提出できること

○補助対象費用

- 実際に耐震診断に要する費用

○補助額

- 補助対象費用の2/3かつ限度額5万円

○補助金交付スケジュール及び主な手続きフロー図

